



® 平成31年 2月28日(木)

No. 14881 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ホームページ http://www.chosakai.or.jp/

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [170] (1)

☆注目不正競争防止法判例紹介 [3] (10)

☆知的財産研修会(職務発明規程の変更並びに
一括払い方式の導入及び遡及適用の実務) (12)

弁理士の眼

170

立体商標「ランプシェード」商標権侵害差止等請求事件

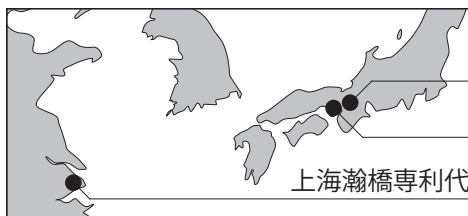
ー東京地裁平成29(ワ)22543.平成30年12月27日(民46部)判決<認容>ー

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

【キーワード】 立体商標(商品の立体的形状)、指
定商品(ランプシェード)、登録無効理由(商標
法3条1項3号、法4条1項7号、法4条1項
18号)、権利の濫用、意匠権消滅後の商標権取得
(?)

【主 文】

- 1 被告は、別紙1被告商品目録記載1ないし7の
商品を製造し、輸入し、譲渡し、引渡し、又は譲
渡若しくは引渡しのために展示してはならない。
- 2 被告は、前項記載の商品及びその構成部品であ
るランプシェードを廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、441万2586円及びこれに



京都ランチ(5名:うち弁理士3名)

神戸本部(61名:うち弁理士26名)

上海瀚橋専利代理事務所(12名:うち専利代理人6名)



創業1926年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

特許業務法人

ARCO PATENT OFFICE

有古特許事務所

■URL: <http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail: office@arco.chuo.kobe.jp

■神戸本部: 〒650-0031 神戸市中央区東町123の1 貿易ビル3F

TEL: 078-321-8822

■京都ランチ: 〒600-8492 京都市下京区月鉦町47-3 四条新町ビル4階

TEL: 075-213-5600

■上海瀚橋: 郵編200120 中国 上海市浦东新区東方路69号A棟20階 2007号室

TEL: +86-21-6415-8030

■顧問: 米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名

対する平成29年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告の、その余を被告の各負担とする。
- 6 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。
- 7 原告のために、この判決に対する控訴のための付加期間を30日と定める。

【事案の概要】

本件は、ランプシェードを指定商品とする立体商標に係る商標権を有する原告が、被告に対し、被告による別紙1被告商品目録記載1ないし7の各商品(以下「被告商品」と総称する。)の販売が商標権侵害に当たると主張して、商標法36条1項及び2項に基づく被告商品の譲渡等の差止め及び被告商品、その構成部品の廃棄並びに民法709条、商標法38条2項に基づく損害賠償金1837万4400円及びこれに対する不法行為の後の日(訴状送達の日翌日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 1 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

原告(ルイス ポールセン エイ/エス)は、照明用器具の製造、販売を行うデンマーク王国法人である。

被告(株式会社R&M J a P a n)は、インテリア用品の販売及び輸入業務等を業とする株式会社であり、ウェブサイトを通じて、照明用器具、家具・収納、インテリア小物等を販売している。

(2) 原告の商標権

原告は、次の立体商標に係る商標権(以下「原告商標権」といい、その商標を「原告商標」という。)を有している。(甲11、12)

登録番号 第5825191号

出 願 日 平成25年12月13日

登 録 日 平成28年2月12日

登録商標 別紙2の1記載の形状(以下、当

該形状を「原告標章」という。)

指定商品 第11類 ランプシェード

(3) 原告による「PH5」シリーズの販売

原告は、原告標章の形状を有する「PH5」と称される照明用器具(以下「原告商品」と総称する。)を製造、販売している。

(4) 被告の行為

被告は、被告商品を中国から輸入し、ウェブサイトを通じて販売しており、平成28年2月12日から平成29年2月末日までの販売数は449個である。被告商品は別紙3被告標章目録記載の形状(以下「被告標章」という。)を有する。

2 争点

- (1) 原告商標と被告標章は同一であるか
- (2) 原告商標の指定商品である「ランプシェード」と被告商品は類似するか
- (3) 原告商標に無効理由があるか
 - (3)-1 商標法3条1項3号該当性
 - (3)-2 同法4条1項7号該当性
 - (3)-3 同項18号該当性
- (4) 損害発生の有無及び損害額
- (5) 原告の請求は権利の濫用に該当するか

【判 断】

1 争点(1)(原告商標と被告標章は同一であるか)について

証拠(甲2の2～9、甲3、12)及び弁論の全趣旨によれば、原告標章及び被告標章は共に構成要素①ないし⑤(ただし、被告標章の構成要素④のシェードの直径は比が2.95:50:21:11である。)を有することが認められ、原告標章と被告標章はランプシェードの直径の比について若干の相違があるものの、標章全体を見た際に判別し得る相違点とはいえず、原告標章と被告標章の外観は同一であると認められる。また、原告商標及び被告標章はいずれも何らかの観念ないし称呼が生じるとはいえず、これらが相違するものともいえない。

そうすると、原告商標と被告標章は、外観が同一であり、観念及び称呼において区別されないと認められる。また、原告商標と被告標章につき、商品の出所を誤認混同するおそれがないとするよ